## ~12月はハラスメント撲滅月間です~

ハラスメントでお困りの

労働者

企業担当者

就職活動中の学生

インターンシップ中の方

求職者

の皆さん

## ハラスメント対応特別相談窓口にご相談ください!

開設期間:令和7年12月1日(月)~令和7年12月26日(金)

パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針 を明確化してくれない

セクハラについて会社 の担当者に相談したら 「当事者同士で解決し ろ」と言われた

妊娠を報告したら、 同僚に、妊婦がいる と周りが気を違うか ら迷惑だと言われた







こんなお悩みはありませんか?







上司からの暴言について、 相談窓口に相談したのに対 応してくれない

パワハラ被害を受けていると相談があったが、 会社としてどのように 対応すべきか?

OB 訪問をしたらしつこく 食事や飲みに誘われ、交際 を迫られた!

職場のパワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラの相談のほか、就職活動中の学生等からのハラスメント相談、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関する相談にも対応します。

## 兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時00分~17時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 078-367-0820

場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3(クリスタルタワー15階) 兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

